

農地の転用には許可が必要です!

農用地区域除外(農振除外)の申出を受付

農用地区域の農地を、農業以外の目的に利用するためには、農業委員会における転用手続きを行う前に、農用地区域から除外する必要があります。

ただし、転用目的・申請地・所有地等の状況によっては除外できない場合がある他、今回の受付は、農振除外後早期の転用が確実で、転用目的が明確であるものに限られます。

■申出受付期間 7月15日(金)~7月29日(金)

■申出方法 農林課窓口・市ホームページにある申出書に、添付書類を添えて提出してください。

■除外要件 次の5つの除外要件を全て満たすもの限り受付します。

1. 農用地区域(申出地)以外に農振除外地・宅地・雑種地等、代替すべき土地を所有していないこと。
2. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
3. 担い手農業者等に対し、大規模な除外により、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
4. 農用地区域内の農業用排水施設の分断や、排水の阻害等、農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
5. 国の直轄又は補助による土地改良事業、又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても、予定する事業計画が実施されない場合には、再度、農用地区域へ編入することとなります。

■除外となるまでの期間

農振除外が決定されるまでに相当の期間を要しています。事業計画を検討する際にはご注意ください。

■問い合わせ 農林課 農林振興担当(内線223~225)



空き店舗・空き事業所の有効活用を図りませんか?

市では、市内にある空き店舗・空き事業所を有効活用し、地域経済の活性化を図るため、現在使われていない店舗や事業所を、利用したいと考えている方にお貸しただけの方を募集しています。ホームページサイト「菰崎市まちなか空き店舗・空き事業所情報」に情報を掲載し、広く情報発信を行います。登録を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

■菰崎市まちなか空き店舗・空き事業所情報ホームページ
<http://nirasaki-akitenpo.info/>
 ■問い合わせ
 商工観光課 商工労政担当(内線216)

市では振り込め詐欺等を抑止するため、市内金融機関等と連携して、市内のATMに注意喚起のための装置を設置しました。

「医療費・保険料・税金などの還付をするのでATMへ行ってください。」「職員が行けなくなりましたので、言うとおりにATMを操作してください。」

こんな電話は詐欺です。医療費や税金の還付金を、ATMの操作を指示して振り込むことは絶対にありません。おかしいと思ったら、警察に相談しましょう。

また、注意を呼びかけるため、マルチカードケースを作



成し、介護保険被保険者証説明会等にて随時配布する予定です。

詐欺にあわないよう注意してください。

■問い合わせ
 商工観光課 商工労政担当
 (内線215、216)

振り込め詐欺に注意!